

# 大分県報

令和八年  
第七一〇号  
六月二日

（火曜日）

## 目次

告示	一
指定予定保安林（四件）	.....
道路区域の変更（二件）	.....
道路の供用開始（二件）	.....
公 告	三
開発行為の完了	.....
	三

## ○告 示

### 大分県告示第二百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。  
令和八年六月二日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

- 保安林予定森林の所在場所  
玖珠郡玖珠町大字岩室字辻一一八番一
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
1 次の森林については、主伐は択伐による。  
字辻一一八番一（次の図に示す部分に限る。）  
2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

令和八年六月二日

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに玖珠町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 大分県告示第二百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。  
令和八年六月二日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

#### 一 保安林予定森林の所在場所

竹田市大字神原字振顔野一二〇〇番一・一二〇三番一・一二一七番一・一二二二番一（以上四筆について、次の図に示す部分に限る。）、一二一九番一

#### 二 指定の目的

水源の涵養

#### 三 指定施業要件

##### (一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は択伐による。  
字振顔野一二〇〇番一・一二一七番一（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県豊肥振興局並びに竹田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 大分県告示第二百三十号

大分県報（告示）

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和八年六月二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 保安林予定森林の所在場所

由布市庄内町平石字川内九三九番、九四三番、九四四番、九四九番、九八〇番一、九八〇番二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は択伐による。  
字川内九三九番、九四四番、九八〇番一(以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県中部振興局並びに由布市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第二百三十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和八年六月二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 保安林予定森林の所在場所

中津市耶馬溪町大字金吉字道三ノ本三六五七番、三六六一番、字寺ノ迫三七八三番一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は択伐による。  
字道三ノ本三六五七番、三六六一番、字寺ノ迫三七八三番一(以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局並びに中津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第二百三十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和八年六月二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和八年六月二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
主要地方道 飯田高原中 村線	玖珠郡九重町大字町田字責ノ鈞三七七九番二から	前	メートル 一三・五	メートル 二二三・五
	玖珠郡九重町大字町田字責ノ鈞三七八五番五まで	後	七・四 四・二	二二三・五

大分県告示第二百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。  
 その関係図面は、令和八年六月二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
 令和八年六月二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別		敷地の幅員	延長	備考
		後	前			
一般国道二 一二号	中津市三光佐知字早田 九七二番三地从先から 中津市三光佐知字早田 九六五番六まで	後	前	メートル 一九・二 〽一三・八	メートル 九八・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		A	B			
		一九・二 〽一三・八	二五・二 〽三・〇			
一般国道二 一二号	中津市三光佐知字早田 九七二番三地从先から 中津市三光佐知字早田 九七三番三まで	後	前	メートル 九八・〇	メートル 一二四・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		A	B			
		一九・二 〽一三・八	二五・二 〽三・〇			

大分県告示第二百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。  
 その関係図面は、令和八年六月二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
 令和八年六月二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
一般国道三八七号	宇佐市院内町斎藤字堀切一〇二番三地区内	令八・六・二

大分県告示第二百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。  
 その関係図面は、令和八年六月二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
 令和八年六月二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
一般国道三八七号	宇佐市院内町櫛野字観音ノ上一二四一番三から 宇佐市院内町櫛野字観音ノ上一二四三番四まで	令八・六・二

○公 告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。  
 令和八年六月二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

- 一 開発区域に含まれる地域の名称  
 杵築市大字南杵築字十王前二千三百九十一番、二千三百九十三番一、二千三百九十三番十、二千三百九十四番一、二千三百九十四番二、二千三百九十五番、二千三百九十六番一、二千三百九十七番一、二千三百九十八番一、二千三百九十九番一及び二千四百番二
- 二 開発区域の面積  
 四千七百四十七・〇七平方メートル
- 三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名  
 福岡県朝倉市一木千四百四十八番地の一  
 株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森 竜馬
- 四 完了検査年月日  
 令和八年五月十一日